



☆秋の特別学習企画☆

自衛隊イラク派兵違憲判決に学ぶ

2008年4月17日、
「自衛隊のイラク派兵は憲法9条1項に違反する」
との歴史的な判決が下され、5月2日確定しました。
憲法9条違反の判決確定は、日本国憲法史上初めてのことで
どのような判決だったのか、その背景と私たちの権利について学びます。



講師 自衛隊イラク派兵差止訴訟
弁護団事務局長

弁護士 **川口 創**
(かわぐち・はじめ)

1972年埼玉県生まれ。
現在名古屋第一法律事務所所属。全国弁連事務局長。
「イラクの混迷を招いた日本の選択」共著。

2004年2月提訴当初から弁護団事務局長を務め
(当時32歳) 100人の弁護団と3000人の原告と
ともに違憲判決を勝ち取った。

講師

明治大学教授 **山田 朗**
(やまだ・あきら)

1956年大阪府生まれ。
明治大学文学部教授。日本近現代史、軍事史、天皇制論、
歴史教育論が専門。著書は「大元帥・昭和天皇」「護憲派
のための軍事入門」など多数。

名古屋高裁の法廷で証人として自衛隊の実態について証
言し、この歴史的な違憲判決を引き出す原動力となった。

日時：11 / 19 (水) Start 18:45 (Open 18:30)

会場：明治大学リバティータワー1F 1012教室 (地図&交通は裏面へ)

資料代：500円 (学生は無料です!)

主催：明治大学九条の会、明大学生九条の会、千代田九条の会

お問合せ：福島(千代田九条の会) TEL 090-4398-4208 Mail mail@chiyoda9.com

ホームページ URL <http://www.chiyoda9.com/>



会場のご案内



交通

JR御茶ノ水駅
御茶ノ水橋口より
徒歩3分

東京メトロ神保町駅
A5出口より徒歩3分

日本国憲法

第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。